

議案第61号

大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市屋内温水プールの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条の2、第12条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条から第11条の2（第4項中の条例名を除く）まで、第13条、第16条及び別表の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第11条、第12条及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第5条第1項中「午前9時30分から午後8時30分」を「午前10時から午後9時」に改め、同条第2項第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（使用券及び使用回数券）

第11条の2 市長は、個人使用の場合に限り使用券及び使用回数券（以下「使用券等」という。）を発行することができる。

- 2 使用券等の料金は、別表に定める額とし、購入しようとする者は、発行を受けた際に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により納付された料金については、前条第2項の規定を準用する。
- 4 使用券等は、大田原市立黒羽中学校屋内温水プール（大田原市立黒羽中学校屋内温水プール使用条例（平成21年条例第32号）に定める施設をいう。）と共通して使用できるものとする。
- 5 使用券等の発行について必要な事項は、規則で定める。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（利用料金の収入）

第14条 指定管理者は、第4条に規定する場合において、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用料金等の承認）

第15条 利用料金及び利用券等の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第11条、第11条の2、第15条関係）

使用料等の額

区分		単位	使用料の額	使用券の額	使用回数券の額
個人使用（1人につき）	大人	1回	400円	左欄に定める額	4,000円
	65歳以上の市内高齢者		100円		
	高校生・大学生		300円		3,000円

	小・中学生		200円		2,000円
	幼児		100円		
団体使用（15人以上1人につき）	大人		320円		
	高校生・大学生		240円		
	小・中学生		160円		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。